

東日本経友会通信

「残業は月45時間まで」見直し

労働基準監督署がこれまで一律で行ってきた「45時間以内」の指導方針を、9月から見直します。

「規制が緩和される」という見出しだけが独り歩きすると、現場では「残業を増やしてよいのか」「これまでの36協定運用を変える必要があるのか」といった疑問や不安が生じやすいテーマです。

しかし実際には、法律上の残業時間の上限そのものは変わっており、変わるのは労基署の「指導のやり方」に限られます。

これまで、労基署は、労使合意によって特別条項付き36協定を結び、法律上は月100時間未満まで残業が可能な企業に対しても、実務上は「月45時間以内に収めるように」と一律に指導してきました。過重労働と健康障害の関連性が強いとされる水準であることから、実施要項などにこの一律の方針が定められていたためです。これが2026年9月

から次のように変わります。

・「45時間以内」一律の抑制指導は取りやめ

・代わりに、企業が36協定で定めた**健康確保処置を実際に実施しているか**を重点的に確認

・違法な長時間労働のおそれがある場合は、引き続き厳しく対応

・36協定の締結などについて企業が相談できる窓口を**全国に新設**

つまり、「45時間を超えたら即座に是正勧告」という画一的な運用から、**健康確保の実態を見た上で柔軟に判断する運用へのシフト**です。

法律上の上限そのものは一切変わらないため、「**残業時間が緩和された**」というより「**指導の運用ルールが変わった**」ととらえるのが正解です。

政府は本年7月に閣議決定した成長戦略などで「労働時間や健康確保措置に関する労使の合意のしつつた指導が行われるよう速やかに見直す」との方針を盛り込んでいました。

在留手数料大幅引き上げ

政府は25日、外国人の在留手続き手数料を**10月1日から大幅に引き上げる**政令を閣議決定した。

技能実習生・特定技能外国人

【現行】1年／5500円

【引き上げ後】1年／27000円

1年超3年未満／42000円

弊組合はオンラインでの取次許可を取得しているため、オンライン価格の手数料となります。

茨城県1136円

茨城地方最低賃金審議会は24日、2026年度の茨城県の最低賃金を1時間当たり62円引き上げ、1136円とするよう茨城労働局に答申した。引き上げ幅は5・77%で引き上げ額とともに昨年に続き過去2番目の大きさ。現在の最低賃金は1074円。10月18日から適用される見込み。

海外不法滞在の罰則強化

ベトナム政府は来月10日から日本や韓国・海外に不法滞在している者への罰則を強化します。

3週間後に控える規制強化（新政法令）を前に、日本の入管にも変化がありました。規制強化前に帰国しようとするベトナム人が日本の入管窓口に集まっています。

入管庁によると、「現時点では詳細な数は分かりませんが、現場感として出頭してくるベトナム人不法滞在者の数が増えています」不法滞在者は、窓口に出頭して「出国命令」を受ければ、収容されることがなく強制退去の扱いを受けることができず。在日、ベトナム人のサポートをしている法人の代表によると、出頭する理由は他にもあるといいます。「罰則の強化に加え、円安や外国人に対する政策が厳しくなったことで生活が苦しくなり、出頭して帰国しようとする人が増えたようです」

【ベトナム政府の新法令】

「労働者が自らの意思で海外に不法在留した場合、8000万〜1億ドン（日本円で約48万円〜60万円）の罰金が課せられる」

ベトナムの平均年収は、約40万円。新しい法令では、日本・韓国などで不法滞在する自国民が来月以降に帰国した場合、年収を超える額の罰金を科す可能性があります。

また、ベトナム政府は、違法に労働者を海外に送り込む悪質なブローカーに対しても、日本円で最大120万円の罰金を科すということです。正規のビザで働いているベトナム人も「『ベトナム人は全員悪い』」と誤解している人もいて、不法滞在者がいると困ります。法律が変わって良かったと思います。」